

## 原告 倉持尚 意見陳述

2025年6月5日

わたしは、現在個人事務所で弁護士として仕事をしながら、妻と、4歳、2歳の男の子、5月31日に生まれたばかりの0歳の女の子を育てています。

本件は、1番上の子が2歳児クラスに通っていた時期の保育料を問題としていますので、その当時子供を保育園に預けなかったとしたら1日がどう過ぎていたか考えてみたいと思います。

朝6時頃に子どもたちに起きよう声をかけますが、何度か声をかけて起きてくるのは6時半頃。それからテレビの力も借りて目を覚ましていき、ご飯を食べだすのが7時頃。食べだしたからといってことがスムーズに進むわけではなく、あれが食べたかったというのでそっちを出したらそれじゃないとか。なんとか7時半過ぎにご飯を食べ終えて、食事で汚れた服を替えて、床を簡単に掃除したり、食器を洗ったらずで8時過ぎ。妻は出勤し、そこからお昼を食べさせる11時半頃までは、家の内外で遊び。その間、同じ本を繰り返し読み、ブロックのみならず食器やゴミを引っ張り出し、外では水たまり、草むらを道路と同じテンションで歩き回ります。朝ごはんと同じ攻防を繰り返しつつ、昼ご飯を食べさせると、ようやく昼寝。午前中しっかり遊んでいれば起きるのは14時半から15時。そこから午前中が再生されるかのように遊び、18時過ぎに帰宅する妻が準備した夕飯を、19時頃からこれまた朝昼と同じ攻防を繰り返しつつ食べさせて20時前からお風呂に入れて、20時半に就寝するつもりが実際に寝るのは21時。一緒に布団に入らないとなかなか寝てくれないので、割り切って自分も21時に寝てしまって、夜中の3時頃におきて、朝ごはんの準備を始める5時頃までを自分の時間として使う。だいたい毎日が

そんな感じで過ぎていくはずですが。もちろん、この間に自分の身の回りのことやその他の家事も並行して発生します。

実際には幸運にも二人は1歳児クラスから保育園に預けることができたわけですが、妻が休日出勤で朝からひとりで二人のこどもを見ている1日からすればだいたい今述べたような1日になるはずですが。

こうして考えてみると、1日の中で仕事に充てられる時間は子どもたちが昼寝している時間と、早朝の2時間程度でしょう。わたしの仕事は、在宅でもこなせる部分がかかなりありますが、1日4～5時間ではさすがに仕事になりません。また、裁判期日や依頼者との打合せがあれば、その間はこどもを見ていることはできませんので、実際はこどもを家でみながら仕事をするのは不可能です。

しかし、わたしは、なにも仕事をしながらの子育てが大変だということが言いたいわけではありません。いや、子育ては大変なのですが、大変だからこそ面白いものだと感じています。子育ては、こどもの人格形成に向き合う中で、自分自身が何を大切にしているかを否応なしにつきつけられるところが、わたしは特に面白くて仕方ありません。他方で、わたしにとっては、仕事も同じように大変でかつ面白いものです。だから、お金に不自由しないなら仕事を離れて子育てに専念したいとは思いません。保育料を家事費とする考えは、子育てを家庭の中の問題とするものですが、子育て中の人間を一時であれ社会から切り離して家庭に押し込めてしまえば、自己実現を図る場面が家庭の中にしかなくなってしまい、個の存立を脆弱にしてしまう気がします。自己実現を図る場面は仕事や趣味や家族以外の人間関係など重層的であるべきです。それは妻に対しても同様で、妻がそれを望むならば別ですが、わたしは妻に仕事を辞めてもらって子育てに専念してほしいとも思いません。

もちろん、仕事を離れて子育てをしたいというひとはそうできるべきですし、そもそも子育ては他人や社会からおしつけられるべきものではなく、やりたいひとがやりたいようにやればいいわけですが、少なくともわたしは、子育てしてみたいというひと全員が躊躇なく子育てにチャレンジできる社会であつたらいいのにと思っています。少子化の解消のために社会ができることがあるとすれば、そういう思いをもったひとの障壁をすこしでも取り除くことではないでしょうか。保育料を経費に含めることもその一つだろうと考えています。

所得税法の解釈上も、個人の自己実現の価値の観点からも、さらには少子化の克服という社会的要請の観点からも、保育料は経費として認められるべきものだと考えています。すでに政治の世界では、保育料の経費性という問題を飛び越えて保育料無償化が議論されています。

これだけの材料がそろっているのですから、裁判所がこの問題に判断を下すことを躊躇する理由はありません。

以上